代表者が下記(ｱ)の実績を有していること。構成員にあっては下記(ｱ)、又は下記(ｱ)(a)及び(c)の要件を満たす実績を有すること。

(ｱ)　ＮＡＴＭによるトンネル工事で、次の(a)から(c)の要件を満たす施工実績。

(a)　トンネル内空断面積（代表値の覆工後の内空面積）80㎡以上であること。

(b)　トンネル施工延長が1,400ｍ以上であること。

(c)　施工実績が適切なものであること。

ただし、(a)から(c)は同一トンネルでの施工実績であること。施工延長については掘削、覆工、インバート工を実施する区間の延長であること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

③　全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を配置できることとし、次に掲げる基準を満たすものとする。専任の要否は関係法令による。代表者の技術者が下記(ｱ)及び下記(ｲ)の要件を満たしていること。各構成員の技術者は、下記(ｱ)及び(ｲ)、又は下記(ｱ)並びに(ｲ)(ⅰ)(a)及び(c)の要件を満たしていること。

(ｱ)　土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

(ｲ)　平成22年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記(ⅰ)の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること。

甲型又は乙型の共同企業体構成員の技術者として従事した施工経験については、共同企業体構成員が以下のいずれかに該当するものに限る。

・甲型共同企業体については、構成員の出資比率が20％以上であること。

・乙型共同企業体については、構成員が施工を行った分担工事のものであること。

(ⅰ)　ＮＡＴＭによるトンネル工事で、次の(a)から(c)の要件を満たす施工経験。

(a)　トンネル内空断面積（代表値の覆工後の内空面積）80㎡以上であること。

(b)　トンネル施工延長が1,400ｍ以上であること。

(c)　施工経験が適切なものであること。

ただし、(a)から(c)は同一トンネルでの施工経験であること。施工延長については掘削、覆工、インバート工を実施する区間の延長であること。

また、施工経験として提出した工事の全工期（準備・後片付け期間は除く）の１/２以上、または、365日以上に従事していること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

なお、当該施工経験が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。

⑤　主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。

(3)　出資比率要件　すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

(4)　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5)　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の様式は上記６(1)へアクセスして入手するものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７(1)①の認定（同７(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同５及び同６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同７(1)①の認定を受けていない構成員が同７(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、本工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知　「競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間　特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

(1)　特定建設工事共同企業体の名称は、「国道13号　金山第二トンネル工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

(2)　本工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和７年７月16日

国立大学法人秋田大学長　南谷　佳弘

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　05

○第２号

１　調達内容

(1)　品目分類番号　14

(2)　導入計画物品及び数量

事務用パソコン（周辺機器及びソフトウェア含む）　一式

(3)　調達方法　購入

(4)　導入予定時期

令和８年７月以降

(5)　調達に必要とされる基本的な要求要件

Ａ　職員が業務を効率的かつ継続的に実施できる性能・機能を有するノートパソコン及び周辺機器（500台）

Ｂ　Windows Updateやソフトウェア配布，操作ログの取得が可能な資産管理ソフトウェアの導入

Ｃ　端末内に業務データを保存しないための隔離領域の設定等によるデータレス化ソフトウェアの導入

Ｄ　Windowsログオン認証が可能な多要素認証に対応したクラウド認証基盤の導入

Ｅ　事務用パソコンのキッティング作業及び既存ノートパソコンからの入れ替え・設置作業

２　資料及びコメントの提供方法　上記１(2)の物品に関する一般的な参考資料及び同(5)の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

(1)　資料等の提供期限　令和７年８月18日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

(2)　提供先　〒010―8502　秋田市手形学園町１－１　図書館・情報推進課　打矢　史人　電話018―889―3270

３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

(1)　交付期間　令和７年７月16日から令和７年８月18日まで。

(2)　交付場所　上記２(2)に同じ。

４　説明会の開催　本公表に基づく導入説明会を開催する。

(1)　開催日時　令和７年７月23日14時00分

(2)　開催場所　秋田大学情報データ科学部１号館４階会議室及びオンライン

５　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。